

居宅 紅い華 熊本北センター重要事項説明書

<令和 6 年 5 月 1 日現在>

1 支援事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社紅い華ヘルパーステーション
代表者名	代表取締役 河添 佐恵子
所在地・連絡先	(住所) 〒861-4105 熊本市南区元三町 2 丁目 9 番 22 号 (電話) 096-211-7335 (FAX) 096-211-7131

2 事業所の概要

(1)事業所名称及び事業所番号

事業所名	居宅 紅い華 熊本北センター
所在地・連絡先	(住所) 〒861-1102 合志市須屋 7 1 1 番地 1 (電話) 096-245-7559 (FAX) 096-341-2080
事業所番号	4371600695
管理者の氏名	花田 あゆ美

(2)事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		常勤換算後 の人数 (人)	職務の内容
		常勤 (人)	非常勤 (人)		
管理者	1	1	0	0.5	
介護支援専門員	2	3	0	2.5	

(3)事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市北区および東区、合志市の全域。
---------	--------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4)営業日

営業日	営業時間
平日	8:30~17:30
営業しない日	土曜日、日曜日、12月31日~1月3日

3 提供する居宅介護支援サービスの内容・提供方法

- (ア)居宅サービス計画（ケアプラン）の作成
- (イ)要介護等認定の申請代行
- (ウ)給付管理業務
- (エ)利用者への情報提供
- (オ)利用者の継続的な実態把握、評価
- (カ)介護保険施設の紹介など
- (キ)介護用具、用品の紹介
- (ク)プライバシーの確保に勤める

4 費用

(1)利用料

要介護（要支援）認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき要介護度に応じて下記の利用料をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

要支援区分 1・2	要介護 1・2	要介護 3～5
4,420 円	10,860 円	14,110 円

(2)交通費

2の(3)の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は交通費の実費が必要となります。

(3)利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までに下記口座に振り込み送金してお支払いください。

熊本中央信用金庫	平田支店	普通預金	口座番号 0161415
口座名義	株式会社紅い華ヘルパーステーション 代表取締役 河添佐恵子		

※入金確認後、サービス提供証明書と領収証を発行します。

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

『居宅 紅い華 熊本北センター』は、介護保険法の理念に基づき高齢者が自立した生活を送れるよう、又、老化に伴い介護が必要な者に対して介護相談、介護計画等を支援する事を目的とする。

(2) 運営方針

1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、支援する。
2. 被保険者の要介護認定等に関わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。
3. 被保険者の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保険医療及び福祉サービス等の多様なサービスと該当居宅介護支援事業所の連携を得て、総合且つ効果的に介護計画を提供されるよう配慮し、その利用者の残存能力を最大に活用し、努める。

4. 利用者の皆様は居宅支援事業者に、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう、求めることができます。
5. 利用者の皆様は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等を選定した理由について、説明を求めることができます。

(3) 身体拘束・虐待

ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定します
- 2 成年後見制度の利用を支援します
- 3 苦情解決体制を整備します。
- 4 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- 5 サービス提供中に、当該事業所従業員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(4) 業務継続

- 1 必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害ならびに新型コロナウイルスなどの感染症などの感染症に対処する事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を年1回以上、実施します。
- 2 事業者は定期的に業務継続に向けた計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計の変更を行います。

6 その他

事 項	内 容
アセスメント(評価)の方法及び事後評価	居宅サービス計画ガイドライン方式によりお客様の直面している課題等を評価し、お客様に説明のうえケアプランを作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(居宅サービス報告書)に記載してお客様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回、介護支援専門員の研修を行っています。

7 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 花田 あゆ美 ご利用時間 08:30~17:30 ご利用方法 電話 (096-245-7559) 面接 (当事業所相談室) 苦情箱 (事務所内に設置)
-------------	---